

議案第四号

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例

(港区立認定子ども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定子ども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改
正する。

第五条第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二号中「
第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第六条第一項及び第四項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条第一項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二

号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

（港区立児童発達支援センター条例の一部改正）

第二条 港区立児童発達支援センター条例（平成三十年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号イ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号口中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第二号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（港区立障害保健福祉センター条例の一部改正）

第三条 港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第四号イ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同号口中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第五号イ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号口中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（港区立精神障害者支援センター条例の一部改正）

第四条 港区立精神障害者支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号イ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同号口中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第二号及び第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（港区立障害者支援ホーム条例の一部改正）

第五条 港区立障害者支援ホーム条例（平成三十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同号口中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第二号及び第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（港区立障害者グループホーム条例の一部改正）

第六条 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条から第十二条までの改正規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例の一部改正）

第七条 港区子どものための教育・保育給付認定等に関する条例（平成二十六年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正)

第八条 港区保育の実施に関する条例(昭和六十二年港区条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条の二中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

(港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成二十六年港区条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第七条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改める。

第十三条第四項第三号イ(1)中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号イ(2)中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同号ロ(1)中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号ロ(2)中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第十五条第一項第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十条第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第三十五条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一号」に、「第十九条第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十七条第二項及び第三十九条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」

に改める。

第五十一条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第五十二条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

（港区子ども・子育て会議条例の一部改正）

第十条 港区子ども・子育て会議条例（平成二十五年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正）

第十一条 港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説 明）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の一部改正に伴い、関係条例の規定を改める必要があるため、本案を提出いたします。